

—飼い犬の各種届出のご案内—



犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき 犬の登録 及び 狂犬病予防注射 を受けさせなければなりません。

犬の登録

(生涯に1度)



飼い主は、犬を取得した際、市町村に登録をしなければなりません(生後91日以上)。集合注射会場や下記の担当課、または委託動物病院で手続きを行い、鑑札の交付を受けてください。交付手数料3,000円が必要です。

また、交付された鑑札は、犬に必ずつけてください。

狂犬病予防注射

(毎年1回)



飼い主は、毎年4月から6月末日までに、狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。4～5月の集合注射会場または動物病院で注射を受け、注射済票の交付を受けてください。交付手数料500円が必要です。

また、交付された注射済票は、犬に必ずつけてください。

～次の委託動物病院では、犬の登録・狂犬病予防注射・注射済票の交付ができます～

※注射料金は病院によって異なりますので、事前にご確認ください。

※本市の集合注射を委託している熊本県獣医師会の会員獣医師の動物病院は、○印で示しています。

委託動物病院名	県獣医師会 会員	住 所	電 話 番 号 (市外局番：0965)
八代ペットクリニック	○	上片町1019	32-2725
たくみ動物病院	○	鏡町下村1425-1	43-8000
なかじま動物病院	○	氷川町鹿野158-4	52-0467
赤司動物病院		永碓町1248	34-7755
グリーンヒル動物病院		古閑上町146-1	30-7117

～上記の動物病院以外で接種した場合は、別途届出が必要です～

動物病院が発行する 狂犬病予防接種の証明書 と 交付手数料(500円) を持参の上、末尾の担当課で届出を行ってください。注射済票を交付します。

その他の届出 (この届出は動物病院ではできません)

- ・飼い犬が亡くなった場合 (電話またはオンラインでの届出ができます)
※オンライン申請は、右の二次元コードを読み取るか、次のURL
<https://logoform.jp/form/zis6/519736> にアクセスください。
- ・飼い主の住所または氏名が変更になった場合
- ・鑑札・注射済票をなくした場合 (再交付手数料が必要です)



犬に関する届出・問合せ先 (担当課一覧)

(市外局番：0965)

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
環境課 (エコエイトやつしろ管理棟1階)	33-4114	坂本支所 地域振興課	45-2212
千丁支所 地域振興課	46-1101	鏡支所 地域振興課	52-1115
東陽支所 地域振興課	65-2111	泉支所 地域振興課	67-2111